仙台市発注工事の主任技術者の兼務を認める運用を変更します。

平成３０年５月
仙台市契約課
技術管理室

平成30年３月30日付事管第537号宮城県土木部長通知に基づき，本市においても近接した工事同士の主任技術者の兼務を認める運用を変更します。

〈対象となる工事〉

◎次の条件をすべて満たす発注機関相互で2件までの工事

・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
※なお，施工にあたり相互に調整を要する工事については，資材の調達を一括で行う場合や工事の相当な部分を同一の下請業者で施工する場合が含まれます。

・本市(企業局を含む)発注の工事請負契約と，国，県，仙台市を含む県内市町村発注の工事請負契約であること(双方がこの制度を実施していること)

・工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること

〈実施時期〉

◎平成30年７月１日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から実施します。なお，兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても，対象といたします。

〈その他〉

◎各工事監督課あてに主任技術者の兼務届出書を提出してください。
◎下請負人にも適用になります。
◎監理技術者や，営業所の専任の主任技術者は対象外です。

【お問い合せ先】
財政局契約課工事契約係 電話 022－214－8125
都市整備局技術管理室 電話 022－214－8290